

過去のぐ犯少年の「非行なし事案」の決定例

1 ぐ犯保護事件（平成14年5月14日・松山家庭裁判所西条支部決定。）

（1）送致の概要

少年は、中学3年生の頃から非行が目立ち始め家出を繰り返すようになり、高校進学後も怠学を繰り返し、1か月ほどで退学した。その後は、帰宅せず男性宅に友人と住み着き深夜はいかい等を繰り返す状態になった上、無免許運転により物損事故を起こした。また、暴行や恐喝により保護観察下にありながら、保護司宅にもほとんど訪問していなかったばかりか、窃盗容疑があつて警察署への出頭の指示にもかかわらず、応じない状況にあつた。

事件送致時も帰宅することなく、友人の家に泊まり歩き所在が不明になるなど、このまま放置すれば生活費や遊興費欲しさから更なる犯罪に手を染め、あるいは、福祉犯の被害者となる可能性が極めて高い。少年は保護者の正当な監護に服さないばかりか、正当な理由もなく家庭によりつかない性癖が認められることから、ぐ犯送致したものである。

（2）ぐ犯事由について

少年は約10か月間にわたり、保護観察を蔑ろにして家出状態を継続し、母親が帰宅を促してもこれから逃避して友人宅で居候生活をするなどしていたので、ぐ犯事由の「保護者の正当な監督に服さない性癖があること」「正当な理由がなく家庭に寄りつかないこと」に該当する。

（3）ぐ犯性について

ぐ犯性の内容は、少年の性格や環境に照らし、抽象的、一般的にみて将来少年が特定の犯罪を犯す可能性があるという程度では十分ではなく、将来当該少年が特定の犯罪を犯す蓋然性が高いと認められることが必要である。

事件送致の時点においても、窃盗容疑について何らかの関与が疑われるような状況にあるものの、犯罪事実を裏付ける証拠がない。また、現在は更生意欲が向上し始めている状況にある。

少年のこれまでの処分歴や性格等を考慮し、友人宅への居候生活を続けて家庭から離脱していた生活状況等をもってしても、少年が金銭に窮し、将来窃盗等の財産犯を犯す蓋然性があったと断定できず、現時点においても、従前に比べ困窮の度合いが深まったとか、財産犯的な犯罪傾向を窺わせる行動が増えたとは認められないことから、ぐ犯性を認めることは困難である。

2 ぐ犯保護事件（昭和46年10月27日・名古屋高等裁判所決定。）

（1）送致の概要

少年は高校1年生二学期頃から、保護者の正当な監護に服さず、退学を繰り返し高校を中退し、その後も正業につく意志がなく放縦な生活を送っていたこと、アパートで家

出中の女子高生16歳と同棲したり、同女と東京へ家出したこと、心身に有害な接着剤を吸引するなど自己の徳性を害する行為をしていることから、ぐ犯送致したものである。

(2) ぐ犯事由・ぐ犯性について

少年法第3条第1項第3号イないしニ所定の事由は、そのうち一個もしくは、数個が合して、その少年の性格又は環境に照らして、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をする危険性が予測される程度のものであることを要する。

同号にいう「罪を犯し又は刑罰法令に触れる行為をする虞」とは、単に一般的、抽象的な犯罪一般をいうものでなく、ある程度具体性をもった犯罪の蓋然性があることを要するものと解する。

原決定では、少年には、少年法第3条第1項第3号イ及びハに該当する事由があり、その性格又は環境に照らして、将来罪を犯すおそれがあるものである旨認定判示して少年を名古屋保護観察所保護観察に付する旨を決定してるが、少年には少年法第3条第1項第3号イ及びハに該当する事由はない。

少年は認定した事実のほかに、社会的危険性をうかがわせる事情がないでもないが、これらについての確証がなく、本件について認定説示した事実のほかに、少年のぐ犯性認定の資料とするものが存しない。

少年については保護者の監護に服せず、ややもすれば無軌道な行動に出る傾向があり、保護者も困惑している事情もうかがえるが、認定した事実のような諸事情を逐一検討して考えてみると、本件記録によって推認される少年の性格を参酌しても、少年が将来具体的にどのような犯罪を犯す虞があるか予測判定することが困難である。そうであるならば、少年には少年法第3条第1項第3号に規定する要件が存しない。